

国民健康保険税の税額算出方法

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」の3つで構成されており、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく被保険者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの被保険者のみに賦課されます。

また、1年度（4月から翌年3月）の保険税額は、被保険者全員の基準総所得（※）、加入人数などに応じ、「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で計算します。

毎年6月中旬に保険税額を決定し、通知を送付します。

※ 基準総所得＝総所得（前年中のもので分離所得・山林所得を含む）－基礎控除額43万円
（マイナスになった場合は0円）

注意：被保険者ごとに計算します

医療給付費分	
所得割	令和6年1月～12月中の基準総所得×7.07%
均等割	被保険者1人につき 29,000円
平等割	1世帯につき 20,800円
課税限度額	650,000円

後期高齢者支援金分	
所得割	令和6年1月～12月中の基準総所得×2.76%
均等割	被保険者1人につき 10,200円
平等割	1世帯につき 8,000円
課税限度額	200,000円

介護納付金分（40歳～64歳の人）	
所得割	令和6年1月～12月中の基準総所得×2.69%
均等割	被保険者1人につき 11,600円
平等割	1世帯につき 6,000円
課税限度額	170,000円

介護納付金分の注意点

1. 年度の途中で40歳になる人の介護納付金分の負担について
40歳になったとき（40歳の誕生日の前日が属する月）から介護納付金分を合わせて納めていただきます。このため、該当月の翌月に介護納付金分の増額通知を送付します。
2. 年度の途中で65歳になる人の介護納付金分の負担について
年度当初に、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護納付金分を計算し、医療給付費分、後期高齢者支援金分と合計した額を年間の保険税として納めていただきます。したがって、65歳になった月以降に、特に減額の通知を送付することはありません。
3. 介護保険適用除外施設について
介護保険適用除外施設に入所している人は介護納付金分が賦課されません。該当する人は届出をしてください。

介護保険適用除外施設とは・・・

児童福祉法に規定する重症心身障害児施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設、ハンセン病療養所、生活保護法に規定する救護施設、労働者災害補償保険法施行規則に規定する労災特別介護施設、指定障害者支援施設（生活介護+施設入所支援に係るものに限る）など。